



【壁面の位置の制限】

凡例

--- 地区計画区域及び地区整備計画区域

..... 壁面線
(道路境界線から1.5m以上)



この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成24関公第269号
この背景の地形図は、東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）2都市基交著第82号・2都市基交測第42号（承認番号）2都市基街第358号、令和3年3月19日

